

## 武蔵村山市男女共同参画計画策定市民懇談会の会議の公開に関する運営要領

令和 5 年 6 月 5 日

武蔵村山市男女共同参画計画策定市民懇談会決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、武蔵村山市男女共同参画計画策定市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）の会議の公開について、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第 2 条 市民懇談会の会議（以下「会議」という。）は、公開とする。

2 公開は、市民が会議を傍聴することにより行われる。

(傍聴手続)

第 3 条 会議の傍聴を希望する者は、傍聴申込書（第 1 号様式）を市民懇談会の座長（以下「座長」という。）に提出しなければならない。

2 座長は、傍聴を認めたときは、承認書（第 2 号様式）を交付する。

(許可しない者)

第 4 条 座長は、次の各号のいずれかに該当する者の傍聴を認めないことができる。

- (1) 銃器、棒その他の人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると座長が認める者

(傍聴人の遵守事項)

第 5 条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会議における意見などに対して、賛否を表明したり、拍手をしないこと。
- (4) 私語、談笑をしないこと。
- (5) 写真等の撮影又は録音をしないこと。ただし、武蔵村山市男女共同参画計画策定市民懇談会設置要綱第 7 条に定める庶務が行う広報に用いるための撮影及び議事内容の確認のための録音は、座長が認める範囲において可能とする。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。

(傍聴人に対する指示等)

第 6 条 座長は、傍聴人に対し必要な指示をすることができる。

2 座長は、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退場を命ずることができる。

(会議録)

第 7 条 会議録は、発言の要旨を記載したものとする。

- 2 作成した会議録は、次の会議の際、市民懇談会の委員の承認を得て確定する。
- 3 会議録は、その全部を公開する。
- 4 武蔵村山市男女共同参画計画策定市民懇談会設置要綱第 7 条に定める協働推進課は、必要に応じて、会議状況の撮影及び録音を行うことができるものとする。

(委任)

第 8 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、座長が会議に諮り定める。

令和 年 月 日

武蔵村山市男女共同参画計画策定市民懇談会座長 殿

氏 名 \_\_\_\_\_

傍 聴 申 込 書

武蔵村山市男女共同参画計画策定市民懇談会の会議を傍聴したいので申し込みます。

番号	傍聴人氏名	傍聴人住所	備 考
1			
2			
3			
4			
5			

備考 傍聴人氏名、住所欄には、申込者を含めて記入してください。

（日本産業規格A列4番）

令和 年 月 日

承認書

申込みのあった武蔵村山市男女共同参画計画策定市民懇談会の傍聴を承認します。  
傍聴の際は、下記の事項を守ってください。守らないときは、退場を命ずることがあります。

記

- 1 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- 2 飲食又は喫煙をしないこと。
- 3 会議における意見などに対して、賛否を表明したり、拍手をしないこと。
- 4 私語、談笑をしないこと。
- 5 写真等の撮影又は録音をしないこと。
- 6 その他、会議の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。
- 7 武蔵村山市男女共同参画計画策定市民懇談会の座長の指示に従うこと。

（日本産業規格A列4番）